

## リスクマネジメント委員会規定

### (目的)

第1条 本委員会は施設内における介護・医療事故を防止、災害発生時への備え、適切な情報の管理などについて、随時必要な対応策・改善策を実施し、安全かつ適切な質の高い医療と介護の提供を確立するために必要な事故を定める。

### (構成)

第2条 1 委員会はリスクマネジャーを委員長とし、委員長は副委員長を選定することとする。各部署から選任された職員をもって構成する。  
2 委員長は委員会を統括し、審議事項を採決する。  
3 委員会は委員長が招集し、議題など付議すべき事項は、委員にあらかじめ通知する。

### (審議事項)

第3条 委員会において次の事項を審議する。

- 1 事故防止策の検討及び研究に関すること。
- 2 事故の分析および再発および研究に関すること。
- 3 事故防止のための職員に対する指示に関すること。
- 4 事故防止のために行う提言に関すること。
- 5 事故発生防止のための啓発・教育・広報および出版に関すること。
- 6 苦情の受付に関すること。
- 7 苦情内容に実態把握及び分析に関すること。
- 8 苦情の分析結果を事故防止対策へ反映させること。
- 9 事故訴訟に関すること。
- 10 その他、事故訴訟の防止に関すること。
- 11 家族・関係者、行政機関、警察、報道機関への対応。

### (運営)

第4条 委員会は委員長が招集し、3カ月に1回以上開催する。ただし必要がある場合は臨時に開催することができる。委員長は必要と認める時は、委員以外の出席を求め、意見を求めることができる。

### (リスクマネジャー)

第5条 事故発生防止策に資するために、リスクマネジャーを置く。

#### リスクマネジャーの任務

- (1) 各職場における介護・医療事故の原因および防止方法ならびに介護・医療体制の改善についての検討及び提言
- (2) 「ひやり・はっと報告」の内容の分析
- (3) 報告システム以外からのリスクを把握し、委員会への報告を行う。
- (4) 委員会において決定した事故防止および安全対策に関する事項の職員への周知徹底、その他の委員会との連絡調整。
- (5) 事故防止対策に関する研修計画立案
- (6) その他事故防止に関する事項

### (職員の責務)

第6条 職員は日常業務において介護・医療の安全と安心を確保するために、利用者との信頼関係を構築するとともに、介護・医療事故等の発生防止に努めなければならない。

(ひやり・はっと報告)

第7条 ひやり・はっと事例が発生した場合は、関係した職員は「ひやり・はっと報告」を作成し、担当者に報告をする。担当者は報告されたひやり・はっとを取りまとめた上で、委員会に報告する。また「ひやり・はっと報告」は個人情報に配慮した上で、職員で共有し、介護・医療事故、紛争の防止に活用する。なお、ひやり・はっと事例を提出したものに對し、当該報告を提出したことを理由に不利益処分を行わない。

(事故報告)

第8条 介護・医療事故等が発生した場合は、当該事故に關与した職員は、応急処置またはその手配、拡大防止の措置及び上司への報告など必要な処置をした後、速やかに「事故報告書」を提出する。事故報告を受けた職員は、直ちに管理者に報告し管理者はリスクマネジャー及び職員に事故内容を伝達するとともに対応を指示する。事故対応終了後、リスクマネジャーは当該事故の評価分析を行ったうえで、委員会に報告する。

(記録)

第9条 委員会議事録内容は必ず議事録として書面に残さなくてはならない。  
議事録は、総務で保管するものとする。

(規定等の見直し)

第10条 本規定等は委員会において見直し、必要に応じて改正するものとする。

(リスクマネジメントにまつわる相談窓口)

第11条

相談・報告窓口はリスクマネジメント委員長とし、発生時は速やかに当該窓口へ報告する。  
窓口担当者は委員会へ報告し、適切な対応を図る。

附則 この規定は平成24年3月24日より施行する

改訂 令和8年4月1日

令和8年4月1日